

## 函館商工会議所生命共済制度「見舞金・祝金制度」に関する規約

### (目的)

第1条 本制度は、函館商工会議所(以下、「商工会議所」という)が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

### (対象者)

第2条 本規約は、商工会議所が運営する「生命共済制度」のうち、商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済制度」に加入する商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「被保険者」という。)とし、効力発生日より1年以上経過した加入者とする。

### (運営費)

第3条 見舞金・祝金制度に係る運営費は、「生命共済制度」の掛け金に含まれる制度運営費の一部をもってあてる。

### (給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

### (脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、被保険者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって、「生命共済制度」から脱退するものとする。「生命共済制度」から脱退した被保険者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (2) 会員事業所が「生命共済制度」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間に支払がなされた場合はこの限りではない。
- (3) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

### (給付手続き)

第6条 商工会議所は、「生命共済制度」の被保険者が次のいずれかに該当した場合、給付発生日の加入タイプを基準として別表1に定める額を給付金として支払う。ただし、更新日(毎年4月1日)をまたぐ給付金請求の場合は、翌事業年度の給付対象とする。

- (1) 病気入院見舞金・・・病気治療のため5日以上継続入院したとき、病気入院見舞金を支払う。なお、1加入者年1回限りとする。  
※ただし、退院した日より3年以内に請求があったものに限る。また、治療の原因が同一の疾病の場合、給付金を受けてから3年未満は給付しない。
- (2) 結婚祝金・・・被保険者が結婚したとき、結婚祝金を支払う。また、被保険者として加入している同士が結婚したときは、それぞれに結婚祝金を支払う。なお、1加入者1回限りとする。
- (3) 出産祝金・・・被保険者または被保険者の配偶者に子供が生まれたとき、発生の都度、出産祝金を支払う。また、夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、それぞれに出産祝金を支払う。  
※ただし、結婚祝金・出産祝金は事由が発生した日より3年以内に請求があったものに限る。

第7条 被保険者が前条に定める事項に該当したとき、この被保険者が所属する会員事業所は、速やかに商工会議所に通知して別に定める給付金請求書の交付を求めるとともに、別表2に定める証明書類を添付して、所定の請求手続きを行うものとする。

### (給付できない場合)

第8条 商工会議所は、被保険者が第6条に定める事項に該当し給付請求があった場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは給付を行わない。

- (1) 見舞金は、死亡・高度障害保険金または、入院給付金が支払われた場合。
- (2) 会員事業所または被保険者の虚偽の請求によるとき。
- (3) 自然災害・戦争・テロ等および放射性・爆破性等有害による事故によるとき。
- (4) 第6条第1号に該当する見舞金で、継続入院5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。
- (5) 第6条第2号および第3号に該当する祝金で、給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

(規約の変更)

第9条 この規約は、特に定めるもののほか、商工会議所会頭が改廃する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、商工会議所専務理事がその都度定めるものとする。

附 則

1. この規約は、平成23年4月1日から施行する。
2. 前項にかかわらず、旧生命共済制度(以下、「旧制度」という)の被保険者が新生命共済制度への移行に同意し、かつ、新生命共済制度に継続加入したときは、次のとおりとする。
  - (1) 旧制度加入中に発生した事由については、旧制度における独自給付の内容で給付する。
  - (2) 第2条で規定する「効力発生日より1年以上」には、旧制度における継続加入期間を加える。

附 則

1. 第6条(給付金の手続き)の改正は、令和2年4月1日より施行する。